

いじめ

しない

させない

立ち向かう

花巻市立矢沢小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

第2章 未然防止

第3章 早期発見

第4章 早期対応



1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童のいじめに対する理解を深めそれに立ち向かう人づくりを旨として、次の5点を基本理念として、対策を講じる。

- (1) 学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止にあたり、早期発見、早期解決に取り組むこと。
- (2) 誰もが活躍できる授業、誰もが認められる学級、誰もが輝ける学校づくりを重視すること。
- (3) 校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組みを進め、すべての教職員が共通理解のもと日々実践すること。
- (4) いじめを許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明すること。
- (5) P T A、地域連携を呼びかけ、児童、保護者を孤立させないこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・理由もなく、いじわるなことをされる。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 目指す学校の姿

「誰もが活躍できる授業」実践、「誰もが認められる学級」経営、「誰もが輝ける学校」経営を行い、いじめのない学校を目指す。

4 いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ・ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む課題である。

5 いじめ防止のための組織

(1) 名 称：「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員：校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、
P T A会長、地区民生委員 等

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

(3) 活 動：①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめの未然防止

③いじめの早期発見

④いじめ事案に対する対応

⑤教職員の資質向上のための校内研修

⑥各取り組みの有効性の検証

第 2 章 未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、見えないところでおこなわれることが多く、特に「暴力を伴わないじめ」に関しては、ほとんど全ての児童が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、児童が入れ替わりながら次々に経験することが分かっている。また、「目に付きにくい」事の多い「暴力を伴わないじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に考える対処では、事態が深刻になって手遅れになることが少なくない。

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う事が最も合理的で、有効な対策と考え取り組むこととする。

2 いじめ未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点について、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対しても朝、帰りの会や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 誰もが活躍できる授業

児童が学校で過ごす中で一番長いのは授業であるから、授業が児童のストレスを高める要因にならないように配慮した授業をすることが必要である。具体的には、分かる授業づくりを進め、「誰もが活躍できる授業づくり」を工夫する。

イ 誰もが認められる学級

児童の居場所は、学級にすることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりすることのない安心感からつくられ、様々な活動を通して絆が築かれていく。

学級のなかに、自分の居場所があり、絆を感じながら生活していくことで、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を獲得する。

居場所づくり、絆づくりをキーワードとして、子供達に、集団の一委員としての自覚と自信をつけさせ、「誰もが活躍できる学級」を目指した学級経営を行う。

ウ 誰もが輝ける学校

児童一人ひとりに活躍の場があり、よさが認められ、目標をもって挑戦し、自分の成長を実感した児童は、自信に満ち、輝くことができる。共に学び、お互いのよさを認め成長を実感し合う、「誰もが輝ける」学校経営の推進を図る。

(3) 「いじめ防止を考える日(6/1)」の取り組み

児童へのいじめ防止啓発活動として、児童会執行部が「いじめ防止スローガン」を提示する。そのスローガンをもとに、各学級でいじめをテーマとした話し合い活動を行い、矢小子ども祭りで学級目標&いじめ防止宣言として全校に発表し、交流する。

第 3 章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) hyper-QU、定期的ないじめアンケート調査（各学期 1 回、年 3 回）や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組みとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うとともに、日記等により、いじめの早期発見に努める。
- (3) 出欠席状況を始業前に把握し、欠席が連続している児童がいる場合は、その原因を的確に把握し、対応する。
- (4) 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (5) 児童や保護者の悩みが積極的に受け止められているか、相談体制が適切に機能しているか等、定期的に体制を点検するとともに、スクールカウンセラーの利用について広く周知させ、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (6) 教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

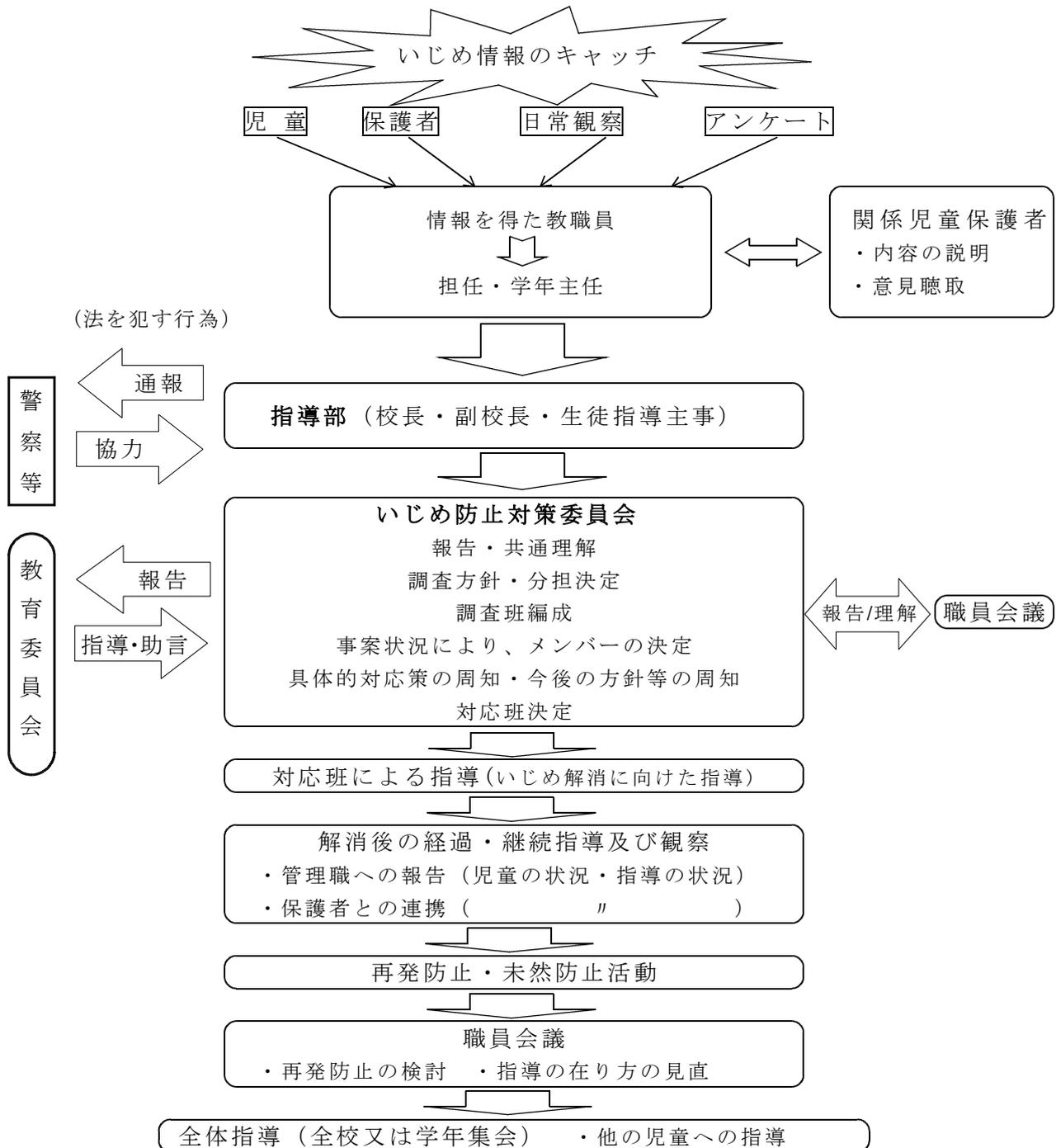
第 4 章 早期対応

1 基本的な考え方

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に詳細な事実確認を行い、適切な対応を行う。いじめられている子どもの苦痛を取り除く事を最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、いじめ防止対策委員会等で組織的に対応する。

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

案件発生時の系統図



3 教育委員会、警察、地域の関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合は、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 警察との連携について

学校のいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

* 重大事態のとりえ

重大事態とは、法28条第1項で次のように定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いが認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあるとき

①については、例えば、

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などの場合が想定される。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

矢沢小学校いじめ防止基本方針

いじめのない学校

誰もが活躍できる授業

誰もが認められる学級

誰もが輝ける学校

家庭・地域との連携

早期発見

- ・いじめアンケート調査
- ・生活アンケート等による人間関係把握
- ・日常観察や日記等による把握
- ・出欠席状況の始業前把握
- ・連絡帳等による家庭との連携
- ・相談体制の整備

早期対応

- ・正確な実態把握
- ・指導体制、方針決定
- ・いじめ解消に向けた指導
- ・解消後の経過観察
- ・継続指導
- ・再発防止活動

関係機関との連携
(市教委・警察・児童相談所・学童クラブ)

—いじめ情報のキャッチ—

未然防止

いじめについての共通理解

いじめに向かわない態度・能力の育成

学校では

- ・規律のある学校生活
- ・確かな学力
- ・自己有用感の獲得

家庭では

- ・家庭での約束やきまり
- ・家庭学習の充実
- ・家族の一員としての役割

児童会では

- ・いじめ防止スローガン
- ・学級目標&いじめ防止宣言
- ・縦割り活動の充実

いじめ防止を考える日(6/1)

—いじめ防止対策委員会—

—いじめに対し教員がとるべき基本姿勢—

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童感や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む課題である。